

第3期大阪狭山市 男女共同参画推進プラン 改定版

概要版

大阪狭山市

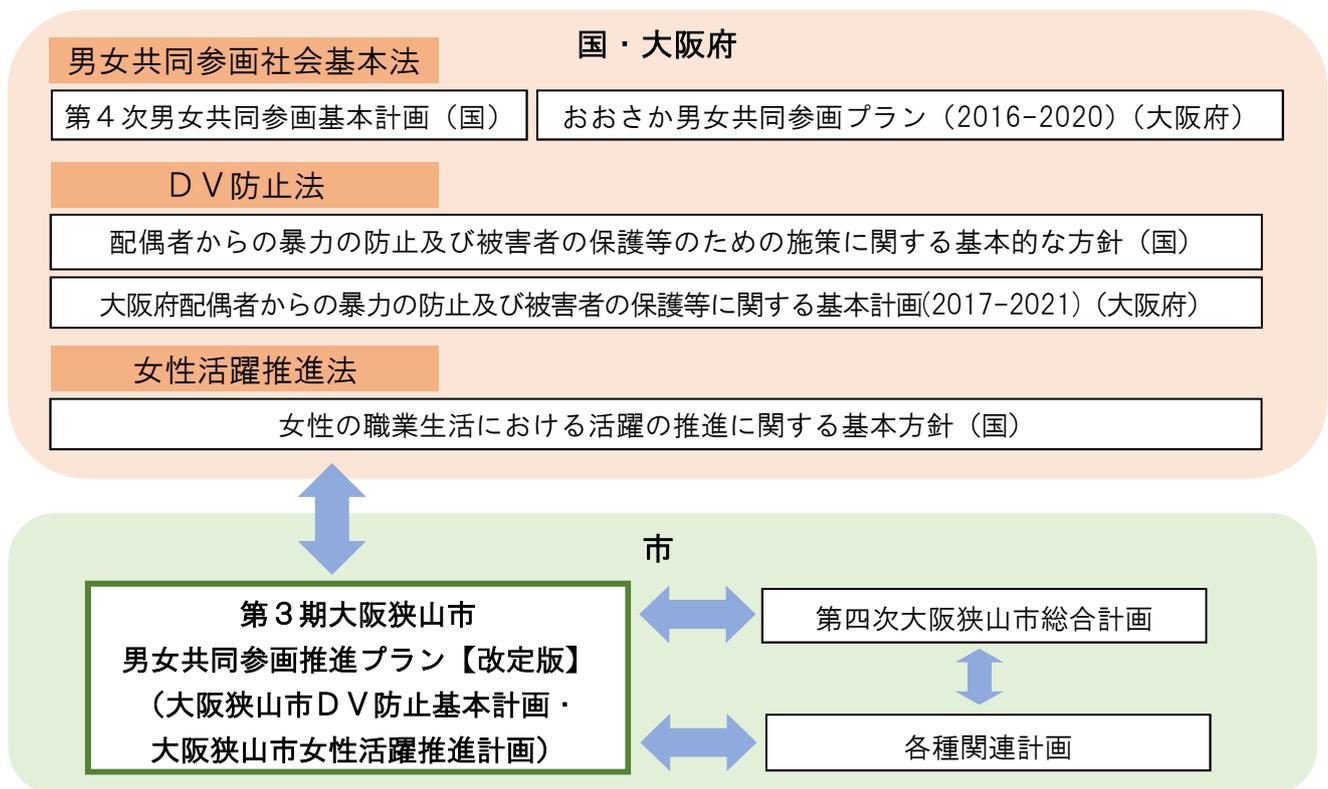
1 策定の背景と趣旨

男女共同参画社会の実現に向けて、国、大阪府、本市ともに様々な施策を進めていますが、少子高齢化の進展、家庭環境や地域社会の変化、ライフスタイルの多様化に伴って、男女共同参画を推進するうえで考えなければならない課題は依然として多くあります。また、それらの課題に対応していくためにも、あらゆる分野における女性の活躍が強く求められており、「女性活躍推進法」においても、市町村による女性の職業生活における活躍についての推進計画策定が努力義務とされています。

このような状況を踏まえ、本市では「第3期大阪狭山市男女共同参画推進プラン」の策定から5年が経過することから、見直しを行い、新たに「第3期大阪狭山市男女共同参画推進プラン改定版」（以下、「本計画」という）を策定するものです。

なお、改定にあたって、本計画は平成27年に施行された女性活躍推進法に基づき、「女性の職業生活における活躍についての計画（市町村推進計画）」に位置付けます。

2 計画の位置づけ



3 計画期間

第3期大阪狭山市男女共同参画推進プランの期間は、平成26年度から平成35年度（2023年度）までの10年間とします。なお、本計画では社会情勢の変化やこれまでの取り組みの成果・課題を踏まえ、必要な見直しを行い、一部を改定しました。

4 計画の基本理念

1. 男女が性別や年齢によって差別的な取り扱いをされず、個人として尊重される社会
2. 男女が社会の対等な構成員として、政策・意思決定に参画する機会が確保される社会
3. あらゆる暴力のない、誰もが安心して豊かに暮らせる社会

5 計画の基本方向

基本理念に掲げる男女共同参画社会を実現するために、取り組むべき施策の主要な柱として、次の4つの基本方向を設定します。この基本方向に沿って基本課題を設定し、基本課題ごとに具体的な取組みと数値目標、重点課題・事業を示します。

6 施策の体系

基本方向

基本課題

基本方向Ⅰ
男女共同参画社会実現
のための意識づくり

- (1) 男女が対等な関係であるための意識の変革
- (2) 男女平等を推進する教育・学習の充実
- (3) 多様なニーズに応える生涯学習の推進
- (4) 生涯を通じての健康支援と健康教育
- (5) 男女共同参画を推進する職場づくり★

基本方向Ⅱ
男女共同参画社会を実現
するための仕事と生活の
調和の実現

- (1) 仕事と生活の調和
(ワーク・ライフ・バランス)の推進★
- (2) 子育てや介護への支援体制の拡充★
- (3) 多様な働き方への支援の拡充★
- (4) 雇用の場での男女平等の推進★

基本方向Ⅲ
あらゆる暴力の根絶

- (1) あらゆる暴力根絶のための基盤づくり
- (2) DV (ドメスティック・バイオレンス) への
対策の充実◆
- (3) ハラスメント防止対策の推進

基本方向Ⅳ
誰もがいきいきと安心して
暮らせるまちづくり

- (1) 政策・意思決定過程の場への男女共同参画
の促進★
- (2) 市民の男女共同参画への自主活動の支援
- (3) 地域社会での男女共同参画の推進
- (4) 高齢者・障がい者などが安心して暮らせる
環境の整備
- (5) 安全・安心に暮らせるまちづくり

具
体
的
取
組
み

★…大阪狭山市女性活躍推進計画

◆…大阪狭山市DV防止基本計画

第3期の方向性

男女共同参画社会基本法では、男女がお互いの人権を尊重し対等な社会の構成員として、責任を分かち合いながら個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することが重要だとされています。また、国の第4次男女共同参画推進計画においても、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」として、教育やメディアを通じた意識改革、理解の促進等が重要であるとされています。「男女共同参画社会実現のための意識づくり」を行うためには、すべての年代に対する教育、環境づくりが必要です。様々な媒体や機会を通じて啓発活動を行うとともに、各種の情報サービス、教育・学習の機会を充実させ、男女共同参画社会実現に向けた意識づくりをめざします。

見直しのポイント

男女共同参画社会の実現に向けて、引き続き、市民一人ひとりが意識をもって行動できるよう、あらゆる対象に向けた周知・啓発、教育・学習機会の充実を図ります。

教育・学習機会の充実にあたっては、多様なライフスタイルを考慮し、15歳～65歳までの働き世代などの参加促進を図るとともに、より興味をもってもらえるテーマ・内容、形態を検討します。また、性の多様性に関する学習機会を設け、性的マイノリティへの理解促進を図ります。

基本課題	具体的取組み
(1) 男女が対等な関係であるための意識の変革	①男女共同参画社会実現のための調査・研究 ②啓発事業の拡充・推進 ③メディア・リテラシー*の育成
(2) 男女平等を推進する教育・学習の充実	①男女平等を推進する教育の実施 ②学校における慣行・制度の見直しと男女平等教育の推進 ③教職員・保護者に対する啓発・研修
(3) 多様なニーズに応える生涯学習の推進	①生涯学習における男女共同参画のための啓発活動の拡充 ②男女共同参画に向けての市民参画の推進 ③家庭・地域・事業所における男女共同参画のための啓発・研修
(4) 生涯を通じての健康支援と健康教育	①自分の生き方を考えさせ、判断力をつける教育（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*）の推進 ②生涯を通じての健康教育・性教育の推進、健康の保持増進、性の多様性に関する教育の推進 ③性感染症やHIV感染についての情報提供
(5) 男女共同参画を推進する職場づくり 【大阪狭山市女性活躍推進計画】	①担当職員の配置と相談機能の充実 ②庁内体制の整備と機能の拡充 ③市職員に対する啓発・研修 ④特定事業主行動計画の推進

*メディア・リテラシー：メディア情報を主体的に選択し、内容を分析・読解し、活用することができる力を身に付けること。

*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：性と生殖に関する健康と権利

第3期の方向性

男女雇用機会均等法では、すべての人が個性や能力を十分に発揮して、充実した職業生活を送ることをめざしています。また、女性活躍推進法では、女性の職業生活における活躍に向けて、市町村による働く女性や企業に対する積極的なアプローチが強く求められています。

そのために、意識の改善はもとより、雇用・就労環境整備や、仕事と生活が調和できるための支援を行い、男女が平等な立場で仕事ができる社会づくりをめざします。

見直しのポイント

大阪狭山市女性活躍推進計画として位置付け、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現をめざします。

男性の家事・育児・介護への参画促進について、引き続き啓発講座を実施するとともに、家事・育児・介護を担う男性のネットワークづくりを支援し、講座の充実・拡大を図ります。

ワーク・ライフ・バランス*については、企業に対して取組み事例を紹介する等、より具体的に啓発を行うとともに、市役所がモデルケースとなるよう取組みを推進します。市民に対しても、広報誌や冊子等、様々な機会を利用して啓発を行います。また、市民に向けて育児休業・介護休業法についての情報提供を行い、利用を促進します。

基本課題	具体的取組み
(1) 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の推進 【大阪狭山市女性活躍推進計画】	①男性に対する家事能力修得支援 ②長時間労働の是正 ③仕事と家庭・地域生活の両立についての事業所への啓発 ④仕事と家庭・地域生活の両立についての啓発活動の拡充
(2) 子育てや介護への 支援体制の拡充 【大阪狭山市女性活躍推進計画】	①母子保健事業の充実 ②男女の育児不安に対する支援の推進 ③ひとり親家庭の生活安定の充実 ④障がいなど支援を要する子どもの支援体制の充実 ⑤介護支援の促進
(3) 多様な働き方への支援の 拡充 【大阪狭山市女性活躍推進計画】	①就労の支援 ②能力開発の支援 ③起業の支援
(4) 雇用の場での男女平等の 推進 【大阪狭山市女性活躍推進計画】	①事業所に対する啓発 ②間接差別の禁止とポジティブ・アクション（積極的改善措置）* についての啓発 ③市民・地域社会に対する啓発

*ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現すること。

*ポジティブ・アクション（積極的改善措置）：社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。

第3期の方向性

暴力は最大の人権侵害であり、いかなる場合でも絶対に許されるものではありません。男女がともに対等な社会の構成員として、安心して暮らすことができる男女共同参画社会をつくっていくためには、「暴力」の認識、予防啓発活動、迅速な被害者支援が必要です。また、男女間に限らず、児童や高齢者、障がい者に対する虐待についても「暴力を許さない」「暴力を潜在化させない」などの意識を持ち、あらゆる暴力の根絶をめざします。

見直しのポイント

暴力やハラスメントの根絶に向けて、多様な生涯学習の機会を利用し、暴力に関するテーマだけではなく、コミュニケーション能力の向上など、暴力の抑制につながるような学習の機会の提供に努めます。

DV やストーカー等の被害者保護については、引き続き体制を強化しながら、取組みを進めます。セクシュアル・ハラスメントについては、事業所や地域活動等、様々な環境での防止体制の構築が必要となるため、各関係課や関係機関との連携を図りながら、取組みを進めます。

基本課題	具体的取組み
(1) あらゆる暴力根絶のための基盤づくり	①暴力根絶のための啓発といじめや体罰のない教育の推進 ②生涯学習における暴力根絶に向けての啓発 ③情報を必要としている人に的確に伝えるための情報発信の工夫 ④あらゆる暴力・虐待からの保護体制の充実
(2) DV（ドメスティック・バイオレンス）への対策の充実 【大阪狭山市DV防止基本計画】	①被害者の保護、支援体制の強化 ②相談体制の強化や相談窓口の周知 ③関係機関とのネットワークづくり ④加害者の更生支援
(3) ハラスメント防止対策の推進	①事業所・地域活動におけるハラスメント防止体制の整備 ②市役所・学校などにおけるハラスメント防止体制の整備

第3期の方向性

年齢や障がいの有無に関わらず、すべての男女が安心して暮らせるように、関連する様々な分野における男女共同参画について、ソフト及びハードの両面から支援を進めるとともに、男女がともに支え合い思いやりの意識をもち、すべての人にやさしいまちづくりをめざします。

見直しのポイント

政策・意思決定過程への女性参画は推進されつつありますが、まだ目標値には到達していない状況です。引き続き、職員一人ひとりが意識を持ちながら、取組みを推進していく必要があります。

男女共同参画社会の実現のためには、地域活動、福祉、防災・防犯等、様々な分野において、男女共同参画の視点をもった取組みの充実を図っていくことが必要不可欠です。引き続き、地域活動の促進、高齢者や障がい者などが暮らしやすい環境整備、日常の安全確保と災害対策など、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりをめざします。

基本課題	具体的取組み
(1) 政策・意思決定過程の場への男女共同参画の促進 【大阪狭山市女性活躍推進計画】	①政策立案の場への参画 ②審議会などへの男女平等な参画
(2) 市民の男女共同参画への自主活動の支援	①男女共同参画を進める拠点環境の整備 ②男女のリーダー養成と活動団体への支援 ③活動団体との連携による男女共同参画の推進
(3) 地域社会での男女共同参画の推進	①ボランティア活動への参加促進 ②地域活動への参加促進 ③平和への貢献、国際交流の促進
(4) 高齢者・障がい者などが安心して暮らせる環境の整備	①高齢者・障がい者などの生活の安定と自立・就労支援、地域社会での支援づくり ②バリアフリー*化の推進 ③高齢者・障がい者向けサービスの充実
(5) 安全・安心に暮らせるまちづくり	①防災施策の充実 ②防犯施策の充実 ③緊急支援システムの整備

*バリアフリー：高齢者・障がい者などが社会生活をしていく上で障がい（バリア）となるものを除去（フリー）すること。

7 推進体制

男女共同参画に関する施策は、行政の各分野及び市民生活の様々な分野に及ぶことから、市民及び事業者の協力のもとに、総合的かつ計画的に推進します。

庁内関連部署の
連携

市職員の資質向上

市民との協働推進



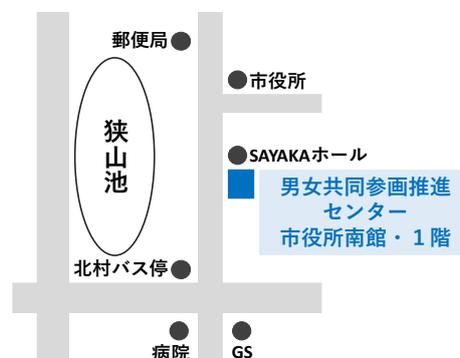
女性への暴力に関する相談窓口のご案内

- 大阪狭山市市民相談・人権啓発グループ
TEL：072-366-0011（内線 237）
祝日、年末年始を除く 月～金曜日午前9時～午後5時30分
- 女性のための相談（大阪狭山市男女共同参画推進センター きらっとぴあ）
TEL（予約）：072-247-7047
第1月曜日、第2・4火曜日午後2時～4時、第3土曜日午前10時～午後0時
祝日、年末年始を除く 月～金曜日 午前9時～午後5時
- 大阪府女性相談センター
TEL：06-6949-6022、06-6946-7890（祝日・時間外は06-6946-7890で対応）
祝日・年末年始を除く 毎日 午前9時～午後8時
- 大阪府富田林子ども家庭センター
TEL：0721-25-2065
祝日、年末年始を除く、月～金曜日 午前9時～午後5時45分
- 大阪府警本部 TEL：06-6943-1234
- 黒山警察署 TEL：362-1234

その他、男女共同参画に関する事業については

大阪狭山市男女共同参画推進センター きらっとぴあ

TEL：072-247-7047
EMAIL：jinken@city.osakasayama.osaka.jp
HP：http://www.city.osakasayama.osaka.jp/section/os.gender/index.html



第3期大阪狭山市男女共同参画推進プラン改定版（平成31年（2019年）3月）

大阪狭山市市民生活部 市民相談・人権啓発グループ
〒589-8501 大阪府大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1
TEL：072-366-0011 FAX:072-366-0051